

## 税額シミュレーションシステムの入力方法 (市県民税申告書を作成される方)

年金収入のみの方が、公的年金等の源泉徴収票から「医療費控除」、「配偶者控除」について、市県民税を申告するための入力例を説明します。

### ■ 1. 入力画面に進む

メニュー画面の「年金収入のみの方」ボタンを押して入力画面に進んでください。

長浜市 NAGAHAMA

### あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

「市民税・県民税はいくらになるの?」「税制改正の影響は?」  
そのような方は、ぜひ、本システムをご利用ください。

**主なご利用方法**  
源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力していただくことで住民税の税額が試算できます。  
入力した情報に基づき住民税申告書を作成のうえ、自宅のプリンターからプリントし、長浜市に申告することができます。

**利用例**  
税額を事前に把握すること、納税通知書に記載されている税額の計算方法等を確認することなどができます。

計算したい年度を選択後、以下のボタンから各ページへ進んでください。

令和2年度(平成31年1月~令和元年12月の収入)の市民税・県民税額を計算します。

給与収入のみの方	給与収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。
年金収入のみの方	年金収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。
複数の収入がある方	複数の収入がある方は、こちらで税額の試算から市民税・県民税申告書作成までができます。
収入がなかった方	収入がなかった方は、こちらで市民税・県民税申告書を作成できます。

■ 2. 源泉徴収票の内容を入力する

生年月日を含め、源泉徴収票の内容を入力します。

## あなたの個人住民税が いくらになるか試算できます。

■ 源泉徴収票の内容を入力して税額の試算をしていただくページです。

- 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について >>](#)
- この画面の入力に関する内容、詳細入力について知りたい方はこちらへ [注意事項 >>](#)
- 源泉徴収票にない医療費・寄附金など入力される方はこちらへ [>>](#) 詳細入力画面へ移動

全て表示
1枚目
2枚目
3枚目



令和元年分 公的年金等の源泉徴収票													
支払を受ける者	住所												
	(フリガナ)							生年月日 (※入力必須)			昭和 24 年 7 月 7 日		
	氏名												
区分		支払金額						源泉徴収税額					
所得税法第203条の3 第1号適用分		2,100,000 円						12,600 円					
所得税法第203条の3 第2号適用分		円						円					
所得税法第203条の3 第3号適用分		円						円					
所得税法第203条の3 第4号適用分		円						円					
本人				控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	(内 人)	特別	その他	人	90,000 円
控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)		氏名		区分	1		(フリガナ)		氏名		区分	1	
(摘要)		氏名		区分	2		(フリガナ)		氏名		区分	2	
支払者		所在地							電話番号				
		名称											

### ■ 3. 源泉徴収票に記載のない内容を入力

源泉徴収票に記載のない内容を入力します。この場合、「医療費控除」及び「配偶者控除」を追加したいので、まず、画面上方にある「詳細入力画面へ移動」ボタンを押して入力ページに移動し、それぞれ次のように入力します。

長浜市 NAGAHAMA あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

- 源泉徴収票の内容を入力して税額の試算をしていただくページです。
  - 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
  - この画面の入力に関する内容、詳細入力について知りたい方はこちらへ [詳細入力について](#) >>
  - 源泉徴収票にない医療費・寄附金など入力される方はこちらへ [医療費等について](#) >> **詳細入力画面へ移動**

全て表示 1枚目 2枚目 3枚目



長浜市 NAGAHAMA あなたの個人住民税がいくらになるか試算できます。

- 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
- 申告される方の生年月日を入力してください。(※入力必須)

申告される方の生年月日 昭和 24年 7月 7日

- 源泉徴収票を基に入力される場合はこちらのボタンを押してください。  
(※「給与と公的年金等」や「公的年金等とその他の所得」など、所得の種類が複数ある方は選択しないでください。)

給与所得の源泉徴収票 公的年金等の源泉徴収票

給与所得から徴収された源泉徴収税額	円
公的年金等の所得から徴収された源泉徴収税額	12,600円

- 複数種類の所得からの源泉徴収税額がある場合や、給与・公的年金等以外の所得から徴収された源泉徴収税額にかかる支払調書等の法定調書をお持ちの方は、それらの源泉徴収税額の合計額をこちらの欄で入力してください。

複数種類の所得からの源泉徴収税額や給与・公的年金等以外の所得から徴収された源泉徴収税額の合計額	円
---	---



←画面を下にスクロールしてください。

[TOPへ戻る](#)

所得から差し引かれる金額

雑損控除	詳細入力	円
医療費控除	詳細入力	155,000円
社会保険料控除	詳細入力	90,000円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	詳細入力	円
地震保険料控除	詳細入力	円
寡婦(寡夫)控除	詳細入力	円
勤労学生・障害者控除	詳細入力	円
配偶者控除	詳細入力	330,000円
配偶者特別控除	詳細入力	円
扶養控除	詳細入力	円
基礎控除		円
合計		円

医療費控除の詳細情報を入力してください。

申告区分  
※セルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択適用となります。

従来の医療費控除  
 【控除限度額200万円】  
 セルフメディケーション税制  
 による特例  
 【控除限度額8万8千円】

支払った医療費・医薬品購入費  円

保険金などで補てんされる金額  円

・各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>  
 ・「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。  
 ・「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。  
 ・「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

配偶者控除の詳細情報を入力してください。

配偶者の生年月日  25 年 8 月 8 日

給与収入金額  円

年金収入金額  円

上記以外の所得  円

・各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>  
 ・「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。  
 ・「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。  
 ・「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

←配偶者の収入については、  
配偶者の源泉徴収票を確認  
して入力してください。

#### ■ 4. 市県民税申告書の PDF ファイルを作成する

「3. 源泉徴収票に記載のない内容を入力」の後、画面下方の「税額計算」ボタンを押すと、「税額試算結果」画面が表示されます。この画面が表示されたら、「申告書作成」ボタンを押すと、市県民税申告書（PDF 形式）のダウンロードが開始されますので、お使いのパソコンに保存するなどしてお使いください。



**あなたの個人住民税が  
いくらになるか試算できます。**

所得から差し引かれる金額		
雑損控除	詳細入力	円
医療費控除	詳細入力	155,000円
社会保険料控除	詳細入力	90,000円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	詳細入力	円
地震保険料控除	詳細入力	円
寡婦(寡夫)控除	詳細入力	円
勤労学生、障害者控除	詳細入力	円
配偶者控除	詳細入力	330,000円
配偶者特別控除	詳細入力	円
扶養控除	詳細入力	円
基礎控除		330,000円
<b>合計</b>		<b>905,000円</b>

[TOPへ戻る](#)

---

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

入力完了したら税額計算ボタンを押してください。 前の画面に戻る場合、ブラウザ

**税額計算**

**税額試算結果** 所得金額、所得控除額の内訳はこちらをご覧ください。

算出税額			
<b>税額</b>	市民税	所得割額	0円
		均等割額	3,500円
	県民税	所得割額	0円
		均等割額	2,300円
控除不足額	年税額	5,800円	
	市民税	円	
	県民税	円	
	充当額	円	
	還付額	円	
<b>充当後年税額</b>		<b>5,800円</b>	

※市民税・県民税均等割額は地方税の臨時特例法の施行に伴う個人住民税の増徴分としてそれぞれ500円が加算されています。

市民税・県民税申告書作成される方は[こちら](#)ボタンを押してください

**申告書作成**

PDF ファイルが出力されますので、保存後に申告者の名前・住所などを補記し、押印の上、源泉徴収票等の添付書類とともに提出してください。

※下記の表示が出た場合には、所得税に還付が発生する可能性があります。  
還付を受けるためには、税務署での確定申告を行う必要があります。

確定申告をすると、所得税の還付を受けられる可能性があります。

印刷したい方はボタンを押してください → [結果を印刷](#)  
[Webページの背景色を印刷する機会](#)